

ご相談はお近くの窓口へ

厚木市権利擁護支援センター

TEL 046-225-2939
FAX 046-225-3021

月～金曜日 8:30～17:15
(祝日及び年末年始は除く)

厚木市役所

介護福祉課 (高齢者)
TEL 046-225-2222

障がい福祉課 (障がいのある方)
TEL 046-225-2225

月～金曜日 8:30～17:15
(祝日及び年末年始は除く)

障がい者相談支援センター名	住所・連絡先	担当地区
厚木障がい者相談支援センター ハートライン あゆみ	TEL 046-259-5713 FAX 046-259-5714	厚木地区、 厚木南地区
睦合南障がい者相談支援センター ケアーズ山藤 〔よろずや〕	TEL 046-206-5905 FAX 046-206-5904	睦合南地区
荻野・睦合障がい者相談支援センター 厚木精華園 「ここから」	TEL 046-280-4410 FAX 046-241-2888	荻野地区、 睦合地区
南毛利・相川障がい者相談支援センター ちいさな世界	TEL 046-205-4307 FAX 046-205-4308	南毛利地区、 相川・ 南毛利南地区
小鮎・玉川障がい者相談支援センター 相談支援事業所 すぎな	TEL 046-247-0311 FAX 046-248-8608	小鮎・ 緑ヶ丘地区、 玉川・ 森の里地区
依知障がい者相談支援センター いっぽ	TEL 046-280-4875 FAX 046-280-4876	依知地区
厚木市障害者総合相談室 ゆいはあと	TEL 046-225-2904 FAX 046-295-3410	

地域包括支援センター名	住所・連絡先	担当地区
厚木地域包括支援センター	TEL 046-297-2970 FAX 046-297-2900	松枝・元町・東町・ 寿町・水引・厚木町・ 中町・栄町・ 田村町・吾妻町
厚木南地域包括支援センター	TEL 046-258-6705 FAX 046-258-6709	幸町・泉町・厚木・ 旭町・南町・岡田団地・ 船子の一部・ 温水の一部
依知地域包括支援センター	TEL 046-246-0108 FAX 046-265-0128	上依知・猿ヶ島・ 山際・下川入・ 関口・中依知・ 下依知・金田
睦合地域包括支援センター	TEL 046-297-7338 FAX 046-297-7340	棚沢・三田・三田南 1丁目～3丁目・ 及川・林・ 王子1丁目
睦合南地域包括支援センター	TEL 046-294-1380 FAX 046-294-1381	妻田・妻田南・ 妻田北・妻田東・ 妻田西・ 三田南1丁目の一部
荻野地域包括支援センター	TEL 046-241-5780 FAX 046-242-6188	上荻野・まつかけ台・ みはる野・中荻野・ 下荻野・鷲尾
小鮎・緑ヶ丘地域包括支援センター	TEL 046-204-8181 FAX 046-204-8138	飯山・上古沢・ 下古沢・宮の里・ 緑ヶ丘・ 王子2丁目～3丁目
玉川・森の里地域包括支援センター	TEL 046-250-9091 FAX 046-247-1266	七沢・小野・ 岡津古久・森の里
南毛利地域包括支援センター	TEL 046-250-1108 FAX 046-250-1105	愛名・毛利台・ 戸室・恩名・温水・ 温水西・長谷
相川・南毛利南地域包括支援センター	TEL 046-220-0643 FAX 046-220-0645	船子・愛甲・愛甲東・ 愛甲西・岡田・酒井・ 戸田・下津古久・ 上落合・長沼



こんなことで困っていませんか？

成年後見制度 のご案内

アパートを経営している父が突然の病に倒れ入院。なんとか父のかわりに管理したい。

知的障がいのAさん、生活介護事業所に通いたいのですが、ひとりで利用契約の手続きをするのは少し心配です。

認知症のBさん、一人で高価なものを契約してしまい、家族が困っています。

子どものいないCさんご夫妻。高齢になり判断能力が低下してきて、二人の生活や財産の管理が不安です。

精神障がいを持つわが子のために、私たちが亡くなった後も子供の生活や財産管理をまかせたい。



成年後見制度とはどんな制度ですか？

知的障がい、精神障がい、認知症などによって判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自分ひとりで行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援が受けられるのも特徴です。

成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。ただし、成年後見人等の職務は本人の財産管理（預貯金の管理、不動産の管理、収入支出の管理、遺産分割など）や、契約や身上保護（住居に関する契約締結や支払い、介護サービスの利用手続き、施設入退所の手続き、病院受診の手続き、要介護認定の手続き）などの法律行為に関するものに限られています。

成年後見人等にはどんな人が選ばれるのでしょうか？

成年後見人等は本人のために、どのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士など）や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人が選ばれることもあります。

成年後見の申立ての費用はどのくらいでしょうか？

- 収入印紙代 申立手数料（1件につき800円）
登記手数料（2,600円）
- 郵便切手 3,470円（補助、保佐の申立ては+1,030円）
- 診断書 医療機関ごとの所定の金額
- 鑑定料 医療機関ごとの所定の金額
- その他 戸籍謄本、住民票など

※成年後見等利用支援事業がありますので、詳しくはお問合せください。

成年後見の申立ての手続は？

申立てできるのは、本人・配偶者・四親等内の親族などです。

ただし、身寄りがいないなどの理由で、申立てをする方がいない場合は、認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立権が与えられています。

成年後見制度の種類

制度	対象となる人	成年後見人等が同意・取消することができる行為	
法定後見制度	後見	判断能力がほとんどありません 日常的な買物も自分でできません。重度の認知症や常に介護が必要な状態です。	日常生活に関する行為を除く、すべての法律行為（財産管理や身上保護）を代わってしたり、必要に応じて取消したりします。
	保佐	常に援助が必要です 日常的な買物はできますが、重要な財産行為はできません。本人が自覚しない物忘れがしばしばあります。	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。「 <u>重要な法律行為</u> 」※1に同意したり、取消したりします。
	補助	援助が必要な場合もあります 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要があります。物忘れがあり、本人にもその自覚があります。	開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要です。申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。申立時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意したり、取消したりします。
任意後見制度	本人に十分な判断能力があるうちに決めます 将来、判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ選んでおきます。	公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上保護に関する法律行為を代わって行います。	

※1 重要な法律行為[民法 13条 1項]は以下の通りです。
①元本の領収・利用 ②借財・保証 ③不動産などの重要な財産の権利の得喪 ④訴訟行為 ⑤贈与・遺贈の契約、仲裁の合意 ⑥相続の承認・放棄・遺産分割 ⑦贈与遺贈の拒絶など ⑧新築・改築・増築・大修繕 ⑨特定期間を超える賃貸借



成年後見人等が…

できること

- ◎本人の住居の確保に関する契約締結、費用の支払い
- ◎受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払い、医師からの治療法などの説明を受ける際の同席
- ◎老人ホームなどの施設の入退所、介護サービスなどに関する本人との話し合い、情報収集、契約締結、費用の支払、施設や介護サービスにおける処遇の監視と異議申立て
- ◎介護保険などの社会保障給付の利用手続き
- ◎教育やリハビリテーションに関する契約締結、費用の支払

できないこと

- ◎毎日の買い物、食事の支度や部屋の片づけ、身体介護
- ◎マンション等の賃貸契約の保証人
- ◎入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ◎病気やけがの治療や手術・臓器提供についての同意
- ◎本人の本質的意思が必要な権利（遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等）

